

事業契約書(案)・事業契約約款に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問	回答
1		○	5	3		16	3			設計の変更	貴市において、増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2		○	8	4	1	24	1			現場代理人及び監理技術者の配置並びに施工計画書の提出	「適切な現場代理人及び監理技術者を配置」とありますが、現場代理人と監理技術者の兼務は認められますか。	認めます。
3		○	9	4	1	25	3			建設に係る許認可及び届出	本条に規定される、「協力」を行った場合において、追加費用が生じた場合は、貴市にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。また、当該追加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書3頁6.本業務の対象範囲(2)建設・工事監理業務キ.本事業に伴う各種申請等業務に含まれるため、追加費用は発生しません。
4		○	10	4	2	28	1			工期の変更による費用負担	貴市において、増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5		○	11	4	3	31	1			市による完成確認	プロジェクトファイナンスでの融資実行を受けるためには、金融機関に対し、施設引渡し済みであることを確認できる証憑の提出を必要とします。本事業において、施設引渡し後に、貴市から引渡しを証する書面を発行いただけますでしょうか。また、発行いただける場合、引渡しからの程度の期間でご対応いただけますでしょうか。	施設引き渡時に交わす書面をもって、施設引き渡しを証する書面とします。
6		○	12	4	4	33	1			建設工事中に第三者に及ぼした損害	当該損害が貴市の責めに帰すべき事由に該当する場合については、貴市において、増加費用等をご負担いただく蹴るという理解でよろしいでしょうか。また、ご負担いただける場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	当該項目は損害の賠償に関する項目であり、市の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、市がその損害を、第三者に対し負担するため、事業者の増加費用等は発生しないものと考えます。
7		○	13	4	5	35	2			設計及び建設工事等業務の契約保証	保証額について、調査・設計費、工事監理費及び建設工事費に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上と設定されていますが、これは「様式K-1初期投資費見積書の1、2及び3の合計金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上」と同義として試算して宜しいでしょうか。	基本協定書(案)No.5参照。

事業契約書(案)・事業契約約款に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問	回答
8		○	14	4	6	38	1			引渡しの期日の変更	貴市において、増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9		○	14	4	6	39				所有権保存登記	「所有権保存登記手続は、事業者が行う」とありますが、本施設の所有者は貴市になることから、貴市からの委任により、事業者が登記手続を行う(登記手続を依頼する司法書士への報酬を負担する必要がある)と理解してよろしいでしょうか。また、登記に係る登録免許税については、登録免許税法第4条第1項の規定により、非課税と理解してよろしいでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:お見込みのとおりです。
10		○	17	5	1	46		(1)		維持管理及び運営業務開始の遅延	貴市において、増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本市が合理的な範囲内と判断した場合、負担します。
11		○	18	5	1	48	2			本施設等の修繕及び更新	貴市において、増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	「市の判断及び費用により、必要に応じて、本施設等の全部又は一部の修繕、更新及び改良を行うことができるものとする。」としており、割賦手数料として支払うサービス対価への影響がないものと考えます。
12		○	18	5	1	48	4			本施設等の修繕及び更新	貴市において、増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No.11参照
13		○	21	5	4	54	7	(1)		食中毒等	貴市において、増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	当該条項は、市の責めに帰すべき事由により食中毒等が発生した際のサービス対価及び損害賠償を定めた項目であり、「事業者の市に対する合理的な範囲内の損害賠償の請求を妨げない。」としています。

事業契約書(案)・事業契約約款に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問	回答
14		○	22	5	5	56	1	(5)		維持管理及び運営業務の契約保証	「市以外の者を被保険者とする場合」とありますが、SPCを被保険者とし、保険契約者が運営企業、維持管理企業となるケースも認められるとの理解でよろしいでしょうか。	当該ケースも認められますが、保険金請求権上に、本事業に関連する市の事業者に対する違約金支払請求権を被担保権として、本市を第一順位とする質権を設定することとすることとしています。
15		○	22 ～ 23	5	5	56	2			維持管理及び運営業務の契約保証	維持管理及び運営業務の受託者が履行保証保険に加入する場合、保険金額はそれぞれが受託する業務の10分の1以上とすれば宜しいでしょうか。	構いませんが、その場合であっても履行補償保険の保険金額については、開業準備費及びその他の費用の分も含まれ、保険金額の合計は維持管理及び運営業務のサービス対価の10分の1以上として頂く必要がありますので、事業者にて適切に負担してください。
16		○	28	8		65	4	(1)	ア	事業者の債務不履行等による契約終了	違約金として、設計及び建設工事等業務のサービスの対価における施設費のうち調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の10分の1に相当する金額とございますが、これは「様式K-1初期投資費見積書の1、2及び3の合計金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上」と同義として試算して宜しいでしょうか。	基本協定書(案)No.5参照
17		○	28	8		65	4	(1)	イ	事業者の債務不履行等による契約終了	出来形には、貴市の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の債務不履行等により本施設等の引渡し前に契約を終了した場合、出来高に設計図書等は含めませんが、SPC経費、金融費用は含めません。
18		○	28	8		65	4	(1)	イ	事業者の債務不履行等による契約終了	貴市が取得する出来高部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No.17参照
19		○	28	8		65	4	(2)	ア	事業者の債務不履行等による契約終了	年間の金額とは、契約が解除された当該年度の金額と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

事業契約書(案)・事業契約約款に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問	回答
20		○	30	8		66	1			談合その他の不正行為等に係る市の解除権	「事業者(受託者及び請負人を含む)」が本条各号に規定される談合事由に抵触した場合において、事業契約第65条4項の規定とは別でペナルティが課されるものと見受けられますが、SPC自体が談合事由等に抵触する可能性は想定し得ないかと存じますので、本条の削除等、ご検討いただけませんか。	当該項目での事業者には、SPC以外の受託者及び請負人を含み、談合事由等に抵触する可能性は想定されるため、原案の通りとします。
21		○	30	8		66	2			談合その他の不正行為等に係る市の解除権	事業契約書第66条1項各号に該当する場合に、事業契約第65条4項に規定する違約金のほか、SPCに対して、更に違約金として支払義務が課される規定となっており、その場合、本項違約金の支払に備えて、リザーブ対応等に多額の資金が必要となります。 過大な違約金設定に加え、昨今の資材価格高騰等も相俟って、プロジェクトファイナンスによる資金調達が困難となり、ひいては、入札不調にも繋がりがねないものと思料されます。円滑なプロジェクトファイナンスによる資金調達を実施すべく、当該違約金は基本協定書第12条にのみに規定し、違約金支払義務等が構成企業・協力企業にのみ発生する建付けに変更いただくことをご検討いただけませんか。	原案の通りとします。
22		○	30	8		66	2			談合その他の不正行為等に係る市の解除権	規定されている抵触事項が基本協定書(案)第6条第5項と同じにも係らず、違約金が契約金額の10分の1相当額または100分の15に相当する額は過大であり、更に二重払いとなるため事業者にとって非常にリスクが高くなります。また、高額な違約金は金融機関からのプロジェクトファイナンスでの資金調達に際して、高額の違約金リザーブが必要となり、金融コストの増加や資金調達のハードルも高くなります。つきましては、事業契約書における違約金は、引渡前・引渡後においてそれぞれ事業契約書(案)65条4項1号及び2号と同様の金額としていただけないでしょうか。	原案の通りとします。

事業契約書(案)・事業契約約款に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問	回答
23		○	31	8		67	2	(1)	ア	市の債務不履行等による契約終了	貴市が取得する出来高部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、当該出来形を構築する上で必要であった費用においても査定を行い、買取代金は市の査定額とします。
24		○	32	8		69	2	(1)	ア	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	貴市が取得する出来高部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、当該出来形を構築する上で必要であった費用においても査定を行い、買取代金は市の査定額とします。
25		○	34	9		71	3	(1)		法令変更に係る協議及び追加費用の負担	貴市において、増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	「必要な追加費用の負担について、事業者と協議する」としています。
26		○	35	10		73	3	(1)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	貴市において、増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27		○	35	10		73	3	(2)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	貴市において、増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	割賦手数料として支払うサービス対価への影響がないものと考えます。